

概要版

珠洲市

# 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月  
石川県 珠洲市

# 1 子ども・子育て支援事業計画とは

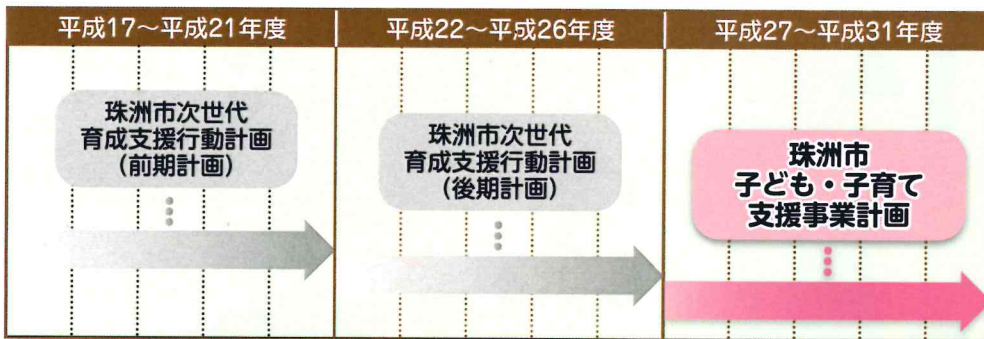
## ●計画策定の趣旨

国では「社会保障・税一体改革大綱(H24.2.17閣議決定)」により、子どもを生み育てやすい社会を目指して、新たな子ども・子育て支援制度を創設することを決定し、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立しました。子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このため、珠洲市では子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「珠洲市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施いたします。

## ●計画期間

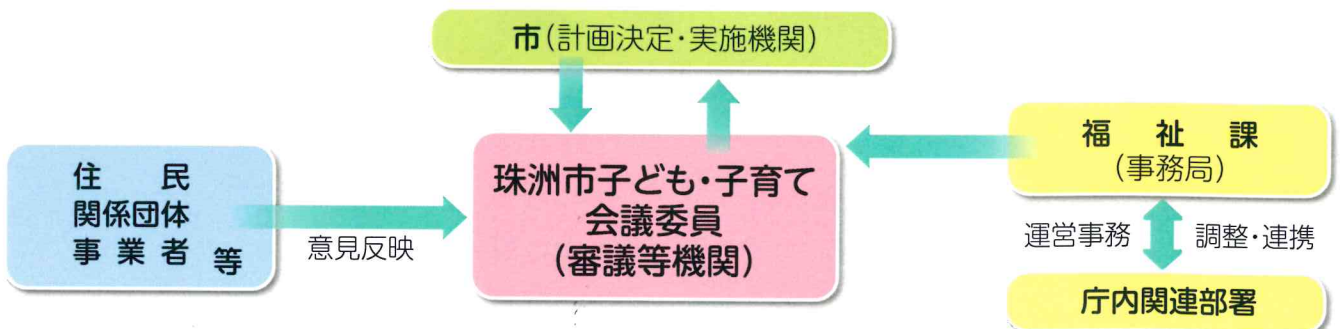
本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。



## ●計画の策定体制と市民意見の反映

本計画は、学識経験者、市内の各団体、企業関係機関の代表者、公募委員から構成される「珠洲市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に対する意見を協議するとともに、計画策定に必要な検討課題について審議した結果を計画に反映しました。

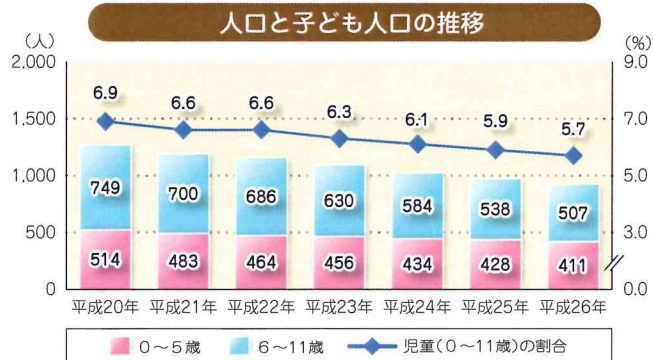
また、市民意見を反映するためにニーズ調査結果等を通して得られた意見を考察したうえで計画に反映しました。





# 2 子ども・子育てに関する現状等

## ●子ども人口の推移と推計



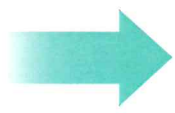
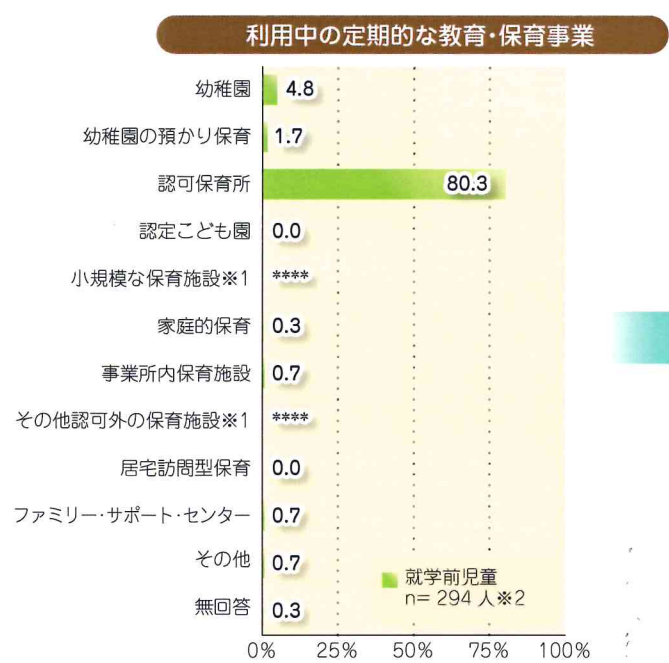
珠洲市の子ども人口(就学前児童および小学校児童)は、平成20年以降においても減少し続けています。総人口の減少率よりも多いことから総人口に対する児童(0～11歳)の割合は徐々に低下し、平成26年3月末時点で5.7%となっています。



子ども人口「0～5歳」では、平成26年の411人から平成31年には353人になると推計され58人(14.1%)の減少が予測されています。一方、「6～11歳」においても平成26年の507人から平成31年には435人と推計され72人(14.2%)の減少が予測されています。

## ●調査結果からみた子ども・子育てに関するニーズ

定期的な教育・保育事業(全体)を利用している就学前児童は8割を超えており、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用しています。また、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」などの利用も少数あるようです。



※1「小規模な保育施設」「その他認可外の保育施設」は、本市では実施していません。  
 ※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数294人としました。

資料:子ども・子育てで支援に関する調査結果(平成25年10月)

# 3

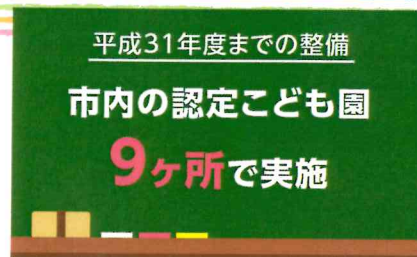
## 子ども・子育て支援の対策

### (1) 教育・保育施設の充実

#### 認定こども園

保護者の就労状況に関わらず、幼児教育と保育の両方を提供する機能を持つ教育・保育施設です。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型など多様なタイプが認められており、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。また、地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場として利用することができます。

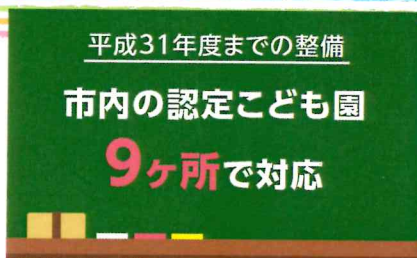
○平成27年4月より市内9ヶ所ある全公立保育所が保育所型認定こども園へ移行します。



#### 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できる施設です。なかには預かり保育を行っている園もあります。

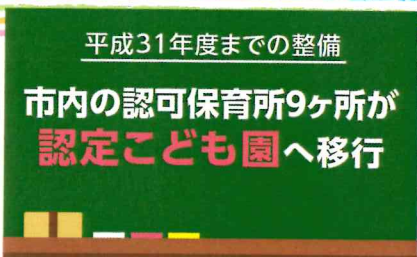
○今後は認定こども園において教育の提供が可能となるよう、関係事業者と協議検討します。



#### 認可保育所

保護者が就労や病気などの理由で家庭でお子さんをみるできない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

○平成27年度から市内すべての保育所が保育所型認定こども園へ移行します。



#### 地域型保育給付事業

- 小規模保育事業… 国が定める基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数(6~19名以下)単位で預かる事業です。
- 家庭的保育事業… 保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。
- 事業所内保育事業… 企業などが、主の従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。
- 居宅訪問型保育事業… 保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

○今後も需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。



## (2) 地域の子育て支援の充実に向けた今後の方策

### 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- 今後も引き続き現在ある各種相談業務において子育て支援を実施するとともに、事業の積極的な広報周知に努め、利用促進を図ります。

平成31年度までの整備

需要動向を  
みながら検討

### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- 現在実施している地域の子育て支援に関する交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等の事業内容について、積極的に広報・周知し、利用促進につなげます。

平成31年度までの整備

市内の  
地域子育て支援センター

1ヶ所で実施

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

- 今後も引き続き市内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、育児不安の解消や乳児の健やかな成長の一助とするために子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

平成31年度までの整備

市保健師による実施

### 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- 特に支援が必要であると判断した世帯に対し、保健師・子育て支援コーディネーター・保育士が家庭訪問し、養育に関する指導、助言を行い、適切な養育の支援を図ります。

平成31年度までの整備

市保健師等による実施

### 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

- 本市では現在実施していませんが、今後も引き続き需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図りニーズへの対応を検討します。

平成31年度までの整備

需要動向を  
みながら検討



## 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

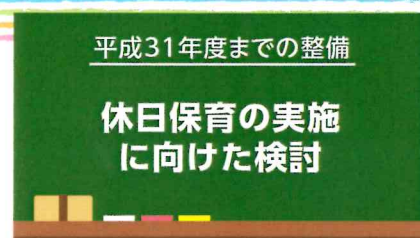
- 今後も家庭で保育している保護者の育児疲れ解消、急病や継続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対応するため、市内のすべての保育所で継続実施します。



## 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

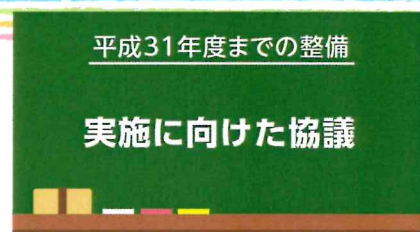
- 現在実施している延長保育や土曜日一日保育事業を継続実施するとともに、休日保育事業の実施について検討します。



## 病児保育事業

病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業です。

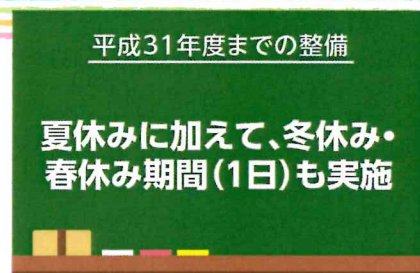
- 珠洲市総合病院の改革プランの中で病児保育所の設置について掲げられており、併設や連携等について検討中です。



## 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

- 飯田児童クラブと上戸児童クラブにおいて夏休みに加えて平成26年度から冬休み、春休み期間も一日保育を実施しています。また、平成27年度から対象年齢を小学6年生まで拡大しました。



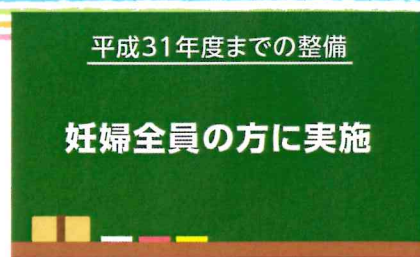
## ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

## 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

- 医療機関と連携を図りながら、対象者に対し受診を呼びかけ、妊産婦の健康管理について支援します。





# 4

## 子ども・子育て支援のニーズ量見込み



### ●教育・保育事業

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率(希望率を精査した率)を乗じて算出しています。

就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		市内に居住する児童				
		1号(人) (3~5歳)	2号(人) (3~5歳)	3号(人) (0歳) (1~2歳)		
平成27年度	必要利用者数(①)	6	202	55	112	
	提供体制(②)	施設型給付	30	228	55	127
		地域型保育給付	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	24	26	0	15		
平成28年度	必要利用者数(①)	5	189	54	112	
	提供体制(②)	施設型給付	30	226	54	130
		地域型保育給付	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	25	37	0	18		
平成29年度	必要利用者数(①)	5	180	52	110	
	提供体制(②)	施設型給付	27	221	52	110
		地域型保育給付	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	22	41	0	0		
平成30年度	必要利用者数(①)	5	176	50	107	
	提供体制(②)	施設型給付	27	221	52	110
		地域型保育給付	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	22	45	2	3		
平成31年度	必要利用者数(①)	5	174	47	103	
	提供体制(②)	施設型給付	27	221	52	110
		地域型保育給付	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	22	47	5	7		

#### ◆認定区分について◆

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。



認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育



## ●地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率(希望率を精査した率)を乗じて算出しています。



就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績		見込		推計		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	203	218	80	77	75	72	71
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	49	63	113	114	108	109	102
小学4～6年生	人	5	9	49	48	49	47	47
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	240	240	249	246	241	233	224
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり (ファミサポの未就学児 利用含む)	人日	83	83	80	80	78	78	76
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児のみ)	人日	0	0	0	0	0	0	0
病児保育事業 (緊サポ含む)	人日	1	0	563	542	522	507	494
妊婦健康診査	人	116	120	118	116	114	112	110
乳児家庭全戸訪問事業	人	70	68	70	69	68	67	66
養育支援訪問事業	人	48	45	48	47	45	43	41



### 珠洲市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行日 ●平成27年3月

発行者 ●珠洲市 福祉課子育て支援係

住所 ●〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1の6の2

T E L ●0768-82-7747

F A X ●0768-82-8138